

新 旧 対 照 表

旧 (H30 年 3 月)	新	備考
<p data-bbox="174 504 855 560">島根県津波避難計画策定指針</p> <p data-bbox="405 584 622 632"><u>[改訂版]</u></p>          <p data-bbox="331 1166 696 1222">平成<u>30</u>年<u>3</u>月</p> <p data-bbox="383 1326 645 1382">島 根 県</p>	<p data-bbox="994 504 1675 560">島根県津波避難計画策定指針</p> <p data-bbox="1158 584 1509 632"><u>[第2次改訂版]</u></p>          <p data-bbox="1178 1166 1487 1222">令和<u>4</u>年<u>2</u>月</p> <p data-bbox="1205 1326 1467 1382">島 根 県</p>	

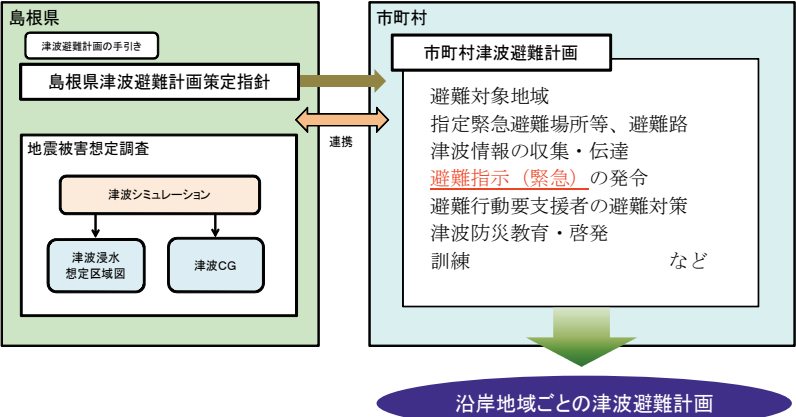
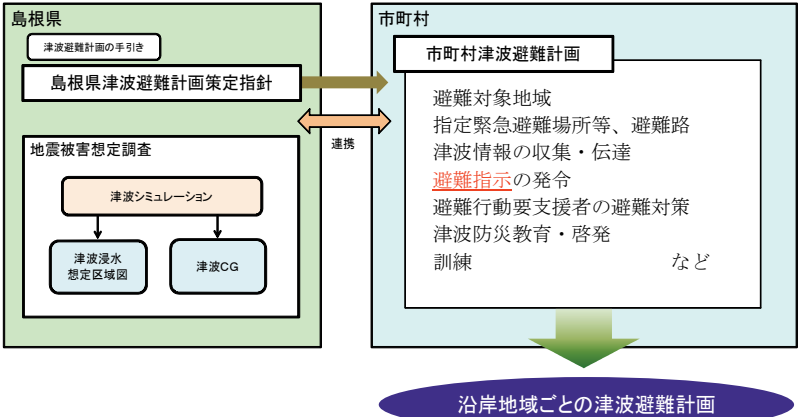
## 新旧対照表

## 目次

旧 (H30年3月)	新	備考
<p style="text-align: center;">－ 目 次 －</p> <p>はじめに</p> <p>1. 指針の目的等・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2. 津波避難計画を策定する必要がある市町村・・・・・・・・ 2</p> <p>3. 津波避難計画の範囲・・・・・・・・・・・・ 3</p> <p>4. 津波浸水想定と津波ハザードマップ・・・・・・・・ 4</p> <p>5. 津波避難計画の基本的な考え方・・・・・・・・ 8</p> <p>6. 津波避難計画において定める事項・・・・・・・・ 9</p> <p>7. 津波避難計画の策定手順</p> <p>    (1) 総則・・・・・・・・・・・・・・・・ 10</p> <p>    (2) 津波浸水想定区域・・・・・・・・・・・・ 10</p> <p>    (3) 避難対象地域・・・・・・・・・・・・ 11</p> <p>    (4) 避難困難地域の検討・・・・・・・・・・・・ 12</p> <p>    (5) 緊急避難場所等、避難路等の指定・設定・・・・・・・・ 14</p> <p>    (6) 初動体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 20</p> <p>    (7) 避難誘導等に従事する者の安全の確保・・・・・・・・ 20</p> <p>    (8) 津波情報等の収集・伝達・・・・・・・・・・・・ 21</p> <p>    (9) 避難指示 <u>(緊急)</u> の発令・・・・・・・・・・・・ 26</p> <p>    (10) 避難行動要支援者の避難対策・・・・・・・・・・・・ 29</p> <p>    (11) 津波防災啓発・・・・・・・・・・・・ 31</p> <p>    (12) 訓練・・・・・・・・・・・・・・・・ 33</p> <p>    (13) その他の留意点&lt;観光客、海水浴客、釣客等の避難対策&gt;・・・・ 35</p> <p>8. 用語の意味・・・・・・・・・・・・・・・・ 37</p>	<p style="text-align: center;">－ 目 次 －</p> <p>はじめに</p> <p>1. 指針の目的等・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2. 津波避難計画を策定する必要がある市町村・・・・・・・・ 2</p> <p>3. 津波避難計画の範囲・・・・・・・・・・・・ 3</p> <p>4. 津波浸水想定と津波ハザードマップ・・・・・・・・ 4</p> <p>5. 津波避難計画の基本的な考え方・・・・・・・・ 8</p> <p>6. 津波避難計画において定める事項・・・・・・・・ 9</p> <p>7. 津波避難計画の策定手順</p> <p>    (1) 総則・・・・・・・・・・・・・・・・ 10</p> <p>    (2) 津波浸水想定区域・・・・・・・・・・・・ 10</p> <p>    (3) 避難対象地域・・・・・・・・・・・・ 11</p> <p>    (4) 避難困難地域の検討・・・・・・・・・・・・ 12</p> <p>    (5) 緊急避難場所等、避難路等の指定・設定・・・・・・・・ 14</p> <p>    (6) 初動体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 20</p> <p>    (7) 避難誘導等に従事する者の安全の確保・・・・・・・・ 20</p> <p>    (8) 津波情報等の収集・伝達・・・・・・・・・・・・ 21</p> <p>    (9) <u>避難指示</u>の発令・・・・・・・・・・・・ 26</p> <p>    (10) 避難行動要支援者の避難対策・・・・・・・・・・・・ 29</p> <p>    (11) 津波防災啓発・・・・・・・・・・・・ 31</p> <p>    (12) 訓練・・・・・・・・・・・・・・・・ 33</p> <p>    (13) その他の留意点&lt;観光客、海水浴客、釣客等の避難対策&gt;・・・・ 35</p> <p>8. 用語の意味・・・・・・・・・・・・・・・・ 37</p>	<p>・災害対策基本法の改正</p>

## 新旧対照表

旧 (H30年3月)	新	備考
<p>はじめに</p> <p>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う巨大な津波により引き起こされた東日本大震災は、死者・行方不明者合わせて約2万人という甚大な被害をもたらしました。</p> <p>近代の日本においては、明治三陸地震（明治29年）、昭和三陸地震（昭和8年）、チリ地震（昭和35年）等により、大きな津波が繰り返し日本に襲来し、その度に多くの尊い人命が奪われています。</p> <p>一方、島根県においては、日本海中部地震（昭和58年）、北海道南西沖地震（平成5年）の津波によって、家屋浸水や船舶・港湾施設損壊等の被害を受けています。さらに、明治以前では、庄内沖地震（天保4年〔1833年〕）による津波被害の記録が残されています。今後も、日本海で大規模な地震が発生し、本県でも大きな被害を受ける可能性があります。</p> <p>津波対策においては、防波堤などの構築物によって津波の侵入を防止することには限界があり、人的被害を軽減する上では「避難」ということが、極めて重要となり、地域全体でその体制を整えることが必要です。そのため市町村においては、津波襲来時に地域の状況に応じて住民が迅速かつ確実に避難できるように、避難対象地域や緊急避難場所・避難路、津波に関する情報の伝達方法や体制などをまとめた「津波避難計画」を策定し、その内容について住民に理解を図る必要があります。</p> <p>島根県では、平成24年3月に「島根県津波避難計画策定指針」を作成し、市町村の津波避難計画の策定を促しています。</p> <p>この指針の作成以降、国土交通省では平成25年1月、日本海における最大クラスの津波断層モデルの設定等を目的とした「日本海における大規模地震に関する調査検討会（共同事務局：内閣府、文部科学省）」を設置し、平成26年9月に報告書を取りまとめました。</p> <p>これを受け、島根県では地域特性を踏まえた地震津波浸水の想定並びに被害の想定を検討するため平成27年9月「島根県地震津波防災対策検討委員会」を設置し、平成29年3月には「最大クラスの津波」に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる津波浸水想定を設定しました。</p> <p><u>このたびは、この津波浸水想定の設定に併せて「島根県津波避難計画策定指針」を見直すこととしました。</u></p> <p>今後、この指針をもとに各市町村において津波避難計画の見直しが行われ、津波避難対策が推進されることを期待します。</p>	<p>はじめに</p> <p>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う巨大な津波により引き起こされた東日本大震災は、死者・行方不明者合わせて約2万人という甚大な被害をもたらしました。</p> <p>近代の日本においては、明治三陸地震（明治29年）、昭和三陸地震（昭和8年）、チリ地震（昭和35年）等により、大きな津波が繰り返し日本に襲来し、その度に多くの尊い人命が奪われています。</p> <p>一方、島根県においては、日本海中部地震（昭和58年）、北海道南西沖地震（平成5年）の津波によって、家屋浸水や船舶・港湾施設損壊等の被害を受けています。さらに、明治以前では、庄内沖地震（天保4年〔1833年〕）による津波被害の記録が残されています。今後も、日本海で大規模な地震が発生し、本県でも大きな被害を受ける可能性があります。</p> <p>津波対策においては、防波堤などの構築物によって津波の侵入を防止することには限界があり、人的被害を軽減する上では「避難」ということが、極めて重要となり、地域全体でその体制を整えることが必要です。そのため市町村においては、津波襲来時に地域の状況に応じて住民が迅速かつ確実に避難できるように、避難対象地域や緊急避難場所・避難路、津波に関する情報の伝達方法や体制などをまとめた「津波避難計画」を策定し、その内容について住民に理解を図る必要があります。</p> <p>島根県では、平成24年3月に「島根県津波避難計画策定指針」を作成し、市町村の津波避難計画の策定を促しています。</p> <p>この指針の作成以降、国土交通省では平成25年1月、日本海における最大クラスの津波断層モデルの設定等を目的とした「日本海における大規模地震に関する調査検討会（共同事務局：内閣府、文部科学省）」を設置し、平成26年9月に報告書を取りまとめました。</p> <p>これを受け、島根県では地域特性を踏まえた地震津波浸水の想定並びに被害の想定を検討するため平成27年9月「島根県地震津波防災対策検討委員会」を設置し、平成29年3月には「最大クラスの津波」に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる津波浸水想定を設定しました。<u>そして、平成30年3月、この津波浸水想定の設定に併せて「島根県津波避難計画策定指針〔改訂版〕」を作成しました。</u></p> <p><u>その後、令和3年5月、災害対策基本法の改正により市町村長が発令する避難情報が見直されたことに伴い、この度、「島根県津波避難計画策定指針〔第2次改訂版〕」を作成することとしました。</u></p> <p>今後、この指針をもとに各市町村において津波避難計画の見直しが行われ、津波避難対策が推進されることを期待します。</p>	<p>・災害対策基本法の改正</p>

旧 (H30年3月)	新	備考
<p><b>1. 指針の目的等</b> P 1 図</p> 	<p><b>1. 指針の目的等</b> P 1 図</p> 	<p>・災害対策基本法の改正</p>
<p><b>6. 津波避難計画において定める事項</b> P 9 (9) <u>避難指示(緊急)</u>の発令</p>	<p><b>6. 津波避難計画において定める事項</b> P 9 (9) <u>避難指示</u>の発令</p>	<p>・災害対策基本法の改正</p>
<p><b>7. 津波避難計画の策定手順</b> P 11 (3) 避難対象地域 ・・・(略)</p> <p>また、<u>避難指示(緊急)</u>を発令する場合、対象となった地域名が避難者に迅速かつ正確に伝わるのが重要です。さらに、避難にあたっては、避難行動要支援者<sup>※9</sup>等の避難誘導等を考えた場合、地域内での声掛けや助け合いが非常に重要となります。</p> <p>こうしたことから、避難対象地域を抽出するにあたっては、町内会等、コミュニティブロック単位により抽出することが重要です。</p> <p>(参考) 津波の場合は、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>は発令せず、基本的には<u>避難指示(緊急)</u>のみを発令するとされています。ただし、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なります。</p> <p>欄外 ※8 津波が発生した場合に避難が必要な地域で、市町村が<u>避難指示(緊急)</u>を発令するときの一団の地域。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で抽出する。</p>	<p><b>7. 津波避難計画の策定手順</b> P 11 (3) 避難対象地域 ・・・(略)</p> <p>また、<u>避難指示</u>を発令する場合、対象となった地域名が避難者に迅速かつ正確に伝わるのが重要です。さらに、避難にあたっては、避難行動要支援者<sup>※9</sup>等の避難誘導等を考えた場合、地域内での声掛けや助け合いが非常に重要となります。</p> <p>こうしたことから、避難対象地域を抽出するにあたっては、町内会等、コミュニティブロック単位により抽出することが重要です。</p> <p>(参考) 津波の場合は、<u>高齢者等避難</u>は発令せず、基本的には<u>避難指示</u>のみを発令するとされています。ただし、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なります。</p> <p>欄外 ※8 津波が発生した場合に避難が必要な地域で、市町村が<u>避難指示</u>を発令するときの一団の地域。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で抽出する。</p>	<p>・災害対策基本法の改正</p> <p>・災害対策基本法の改正</p>

旧 (H30年3月)	新	備考				
<p>P 2 0 (6) 初動体制 ・・・(略)</p> <p>津波による人的被害を軽減するためには、特に、大津波警報・津波警報や津波注意報の伝達や<b>避難指示(緊急)</b>の発令を早期に、かつ正確に行うことが何よりも重要です。また、津波は繰り返し襲って来るともあり、津波の第一波が必ずしも最大とは限りません。</p> <p>P 2 1 (8) 津波情報等の収集・伝達 ・・・(略)</p> <p>② 津波情報等の伝達 津波情報等、<b>避難指示(緊急)</b>の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統(伝達先、伝達手順、伝達経路等)及び伝達方法(伝達手段、伝達要領等)を定める。</p> <p>P 2 2 (8) 津波情報等の収集・伝達 ・・・(略)</p> <p>② 津波情報等の伝達 大津波警報、津波警報、津波注意報等や<b>避難指示(緊急)</b>の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するための伝達系統及び伝達方法を定める際は、次の点に留意する必要があります。</p> <p>P 2 3 (8) 津波情報等の収集・伝達 ● 情報伝達にあたって留意するポイント</p> <table border="1" data-bbox="116 1129 875 1321"> <tr> <td data-bbox="116 1129 342 1321">何を知らせるか</td> <td data-bbox="342 1129 875 1321"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、津波襲来の危険、<b>避難指示(緊急)</b>、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等(注) 伝達内容について予め検討し、例文を作成しておく必要がある。</li> <li>● 満潮時間</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>・・・(略)</p>	何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、津波襲来の危険、<b>避難指示(緊急)</b>、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等(注) 伝達内容について予め検討し、例文を作成しておく必要がある。</li> <li>● 満潮時間</li> </ul>	<p>P 2 0 (6) 初動体制 ・・・(略)</p> <p>津波による人的被害を軽減するためには、特に、大津波警報・津波警報や津波注意報の伝達や<b>避難指示</b>の発令を早期に、かつ正確に行うことが何よりも重要です。また、津波は繰り返し襲って来るともあり、津波の第一波が必ずしも最大とは限りません。</p> <p>P 2 1 (8) 津波情報等の収集・伝達 ・・・(略)</p> <p>② 津波情報等の伝達 津波情報等、<b>避難指示</b>の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統(伝達先、伝達手順、伝達経路等)及び伝達方法(伝達手段、伝達要領等)を定める。</p> <p>P 2 2 (8) 津波情報等の収集・伝達 ・・・(略)</p> <p>② 津波情報等の伝達 大津波警報、津波警報、津波注意報等や<b>避難指示</b>の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するための伝達系統及び伝達方法を定める際は、次の点に留意する必要があります。</p> <p>P 2 3 (8) 津波情報等の収集・伝達 ● 情報伝達にあたって留意するポイント</p> <table border="1" data-bbox="934 1129 1693 1321"> <tr> <td data-bbox="934 1129 1160 1321">何を知らせるか</td> <td data-bbox="1160 1129 1693 1321"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、津波襲来の危険、<b>避難指示</b>、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等(注) 伝達内容について予め検討し、例文を作成しておく必要がある。</li> <li>● 満潮時間</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>・・・(略)</p>	何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、津波襲来の危険、<b>避難指示</b>、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等(注) 伝達内容について予め検討し、例文を作成しておく必要がある。</li> <li>● 満潮時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法の改正</li> <li>・災害対策基本法の改正</li> <li>・災害対策基本法の改正</li> <li>・災害対策基本法の改正</li> </ul>
何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、津波襲来の危険、<b>避難指示(緊急)</b>、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等(注) 伝達内容について予め検討し、例文を作成しておく必要がある。</li> <li>● 満潮時間</li> </ul>					
何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、津波襲来の危険、<b>避難指示</b>、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等(注) 伝達内容について予め検討し、例文を作成しておく必要がある。</li> <li>● 満潮時間</li> </ul>					

旧 (H30年3月)	新	備考
<div data-bbox="116 225 875 512" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>いつ、どのタイミングで知らせるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震直後 (方法：自動放送、職員を介した速やかな放送) (内容：地震・津波の発生、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、<b>避難指示(緊急)</b>の発令)</li> <li>● 津波発生後 (内容：<b>避難指示(緊急)</b>、津波情報等、被害状況等)</li> <li>● 津波終息後 (内容：大津波警報、津波警報、津波注意報の解除、<b>避難指示(緊急)</b>の解除)</li> </ul> </div> <p>P 2 5 (8) 津波情報等の収集・伝達 ③ 情報伝達手段の整備</p> <p>・・・(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報を発信する市町村と情報を住民に伝える放送事業者、新聞社、通信事業者などが共通に利用する情報基盤であるLアラート(災害情報共有システム)や島根県避難<b>勧告</b>等情報伝達連絡会を活用して効率的に情報伝達を行う。</li> </ul> <p>P 2 6 (9) <b>避難指示(緊急)</b>の発令</p> <p><b>避難指示(緊急)</b>の発令の基準、時期、手順及び伝達方法等について定める。どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、<b>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告</b>は発令せず、基本的には<b>避難指示(緊急)</b>のみを発令する。</p> <p>ただし、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報の発表時：最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域</li> <li>・津波警報発表時：海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地 域</li> <li>・津波注意報の発表時：基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域</li> </ul> <p>① 発令基準</p> <p>次の場合における<b>避難指示(緊急)</b>の具体的な発令基準を定める。</p> <p>(ア) 報道機関の放送等により大津波警報、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合及び法令(気象業務法)の規定により大津波警報、津波警報、津波注意報の通知を受けた場合</p> <p>(イ) 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合</p> <p>(ウ) 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合</p> <p>② 発令対象地域</p> <p>気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報に対応した<b>避難指示(緊急)</b>の発令対象地域(避難の対象とする地域)を定める。</p>	<div data-bbox="931 225 1691 512" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>いつ、どのタイミングで知らせるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震直後 (方法：自動放送、職員を介した速やかな放送) (内容：地震・津波の発生、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、<b>避難指示</b>の発令)</li> <li>● 津波発生後 (内容：<b>避難指示</b>、津波情報等、被害状況等)</li> <li>● 津波終息後 (内容：大津波警報、津波警報、津波注意報の解除、<b>避難指示</b>の解除)</li> </ul> </div> <p>P 2 5 (8) 津波情報等の収集・伝達 ③ 情報伝達手段の整備</p> <p>・・・(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報を発信する市町村と情報を住民に伝える放送事業者、新聞社、通信事業者などが共通に利用する情報基盤であるLアラート(災害情報共有システム)や島根県避難<b>情報</b>等情報伝達連絡会を活用して効率的に情報伝達を行う。</li> </ul> <p>P 2 6 (9) <b>避難指示</b>の発令</p> <p><b>避難指示</b>の発令の基準、時期、手順及び伝達方法等について定める。どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、<b>高齢者等避難</b>は発令せず、基本的には<b>避難指示</b>のみを発令する。</p> <p>ただし、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報の発表時：最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域</li> <li>・津波警報発表時：海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地 域</li> <li>・津波注意報の発表時：基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域</li> </ul> <p>① 発令基準</p> <p>次の場合における<b>避難指示</b>の具体的な発令基準を定める。</p> <p>(ア) 報道機関の放送等により大津波警報、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合及び法令(気象業務法)の規定により大津波警報、津波警報、津波注意報の通知を受けた場合</p> <p>(イ) 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合</p> <p>(ウ) 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合</p> <p>② 発令対象地域</p> <p>気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報に対応した<b>避難指示</b>の発令対象地域(避難の対象とする地域)を定める。</p>	<p>・災害対策基本法の改正</p> <p>・災害対策基本法の改正</p>

旧 (H30年3月)	新	備考
<p>③ 発令時期及び発令手順  <u>避難指示 (緊急)</u> の発令時期・発令手順を定める。                      大津波警報、津波警報、津波注意報を認知した場合または大津波警報、津波警報、津波注意報の通知を受けた場合は、自動的または直後に、それぞれに応じた区域を対象に<u>避難指示 (緊急)</u> を発令する。  <u>避難指示 (緊急)</u> の解除の発令は、原則として、津波注意報等の解除の発表に基づき行う。</p> <p>④ 伝達系統、伝達方法  <u>避難指示 (緊急)</u> の発令の伝達系統、伝達方法を定める。                      (ア) 伝達系統 (伝達先、伝達手順、伝達経路等)                      誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定める。                      (イ) 伝達方法 (伝達手段、伝達要領等)                      伝達手段として、情報の受け手に応じて多種・多様な手段を定める。また、<u>避難指示 (緊急)</u> の発令内容〔例文〕をあらかじめ定める。</p> <p>P 2 7  <u>解説</u> 津波の場合の<u>避難指示 (緊急)</u>                      風水害等の場合は、災害の状況に応じて「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」、「<u>避難勧告</u>」、「<u>避難指示 (緊急)</u>」を市町村が発令します。                      平成 29 年 1 月に改定された「<u>避難勧告等</u>に関するガイドライン」【内閣府 (防災担当)】では、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>は発令せず、基本的には<u>避難指示 (緊急)</u>のみを発令するものとされています。                      大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき、それぞれに応じた区域を対象に<u>避難指示 (緊急)</u> を発令します。                      ①大津波警報の発表時：最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域                      ②津波警報発表時：海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域 (津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮)                      ③津波注意報の発表時：基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域 (避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる)                      なお、遠地津波の場合など津波到達に相当の時間があるものについては、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」を踏まえて、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>の発令を検討するものとしてされています。  <u>「避難指示 (緊急)」は、被害の危険が目前に切迫している場合に発令され、勧告よりも拘束力が強く住民等を避難のために立退かせるためのものです。</u></p> <p>① 発令基準                      災害対策基本法第 60 条に基づき、市町村は、必要と認める地域 (避難対象地域) の住民、滞在者その他の者に対して、<u>避難指示 (緊急)</u> を発令する権限を有しています。                      こうしたことから、市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、大津波警報、津波警報、</p>	<p>③ 発令時期及び発令手順  <u>避難指示</u> の発令時期・発令手順を定める。                      大津波警報、津波警報、津波注意報を認知した場合または大津波警報、津波警報、津波注意報の通知を受けた場合は、自動的または直後に、それぞれに応じた区域を対象に<u>避難指示</u> を発令する。  <u>避難指示</u> の解除の発令は、原則として、津波注意報等の解除の発表に基づき行う。</p> <p>④ 伝達系統、伝達方法  <u>避難指示</u> の発令の伝達系統、伝達方法を定める。                      (ア) 伝達系統 (伝達先、伝達手順、伝達経路等)                      誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定める。                      (イ) 伝達方法 (伝達手段、伝達要領等)                      伝達手段として、情報の受け手に応じて多種・多様な手段を定める。また、<u>避難指示</u> の発令内容〔例文〕をあらかじめ定める。</p> <p>P 2 7  <u>解説</u> 津波の場合の<u>避難指示</u>                      風水害等の場合は、災害の状況に応じて「<u>高齢者等避難</u>」、「<u>避難指示</u>」を市町村が発令します。                      令和 3 年 5 月に改定された「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」【内閣府 (防災担当)】では、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、<u>高齢者等避難</u>は発令せず、基本的には<u>避難指示</u>のみを発令するものとされています。                      大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき、それぞれに応じた区域を対象に<u>避難指示</u> を発令します。                      ①大津波警報の発表時：最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域                      ②津波警報発表時：海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域 (津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮)                      ③津波注意報の発表時：基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域 (避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる)                      なお、遠地津波の場合など津波到達に相当の時間があるものについては、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」を踏まえて、<u>高齢者等避難</u>の発令を検討するものとしてされています。</p> <p>① 発令基準                      災害対策基本法第60条に基づき、市町村は、必要と認める地域 (避難対象地域) の住民、滞在者その他の者に対して、<u>避難指示</u> を発令する権限を有しています。                      こうしたことから、市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、大津波警報、津</p>	<p>・災害対策基本法の改正</p>

旧 (H30年3月)	新	備考
<p>津波注意報に応じた<b>避難指示 (緊急)</b>の具体的な発令基準をあらかじめ定めます。</p> <p>(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合は、それを認知または受信した直後に、自動的あるいは即座に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された旨を住民その他関係のある公私の団体等に伝達しなければなりません。</p> <p>大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合においては、警報等の種類に応じて避難が必要と認められる地域を対象に<b>避難指示 (緊急)</b>を発令し、対象地域の住民等に伝達する必要があります。このため、あらかじめ大津波警報、津波警報、津波注意報の発表時の<b>避難指示 (緊急)</b>の発令対象地域を定めておく必要があります。</p> <p>また、市町村は、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまでの間、原則として<b>避難指示 (緊急)</b>は解除せず、津波情報等に注視する必要があります。</p> <p>(イ) 「強い地震を感じたとき」とは、震度4程度以上を指します。また、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、地震動(震度)は小さいが大きな津波が発生する可能性があるため、津波情報等に基づき、必要に応じて<b>避難指示 (緊急)</b>を発令する必要があります。</p> <p>・・・(略)</p> <p>③ 発令時期及び発令手順</p> <p>近地津波<sup>*20</sup>の場合、<b>避難指示 (緊急)</b>の発令の遅れは人的被害の拡大に直結します。</p> <p>市町村においては、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合は、それを認知又は受信した直後に自動的あるいは即座に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された旨を発令対象地域の住民等に知らせ、<b>避難指示 (緊急)</b>を発令する必要があります。</p> <p>特に、勤務時間外に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合について、<b>避難指示 (緊急)</b>の発令の手続きや時期を検討し、速やかに発令できるような体制整備を図る必要があります。</p> <p><b>避難指示 (緊急)</b>の解除は、大津波警報、津波警報、津波注意報の解除の発表に基づき行うことを原則とします。</p> <p>ただし、津波予報の切り替え(例えば、大津波警報から津波警報への切り替え、津波警報から津波注意報への切り替え)、海面監視による津波の状況等を判断し、<b>避難指示 (緊急)</b>の発令対象となっている範囲(地域)を段階的に縮小するといった措置を妨げるものではありませんが、避難者がその情報を正確に把握でき、混乱なく的確な行動をとることができるように、情報伝達手段の整備等を図るとともに、日頃から、避難対象地域の範囲等を定めた津波避難計画について、住民等への理解を図っておくことが非常に重要です。</p>	<p>波警報、津波注意報に応じた<b>避難指示</b>の具体的な発令基準をあらかじめ定めます。</p> <p>(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合は、それを認知または受信した直後に、自動的あるいは即座に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された旨を住民その他関係のある公私の団体等に伝達しなければなりません。</p> <p>大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合においては、警報等の種類に応じて避難が必要と認められる地域を対象に<b>避難指示</b>を発令し、対象地域の住民等に伝達する必要があります。このため、あらかじめ大津波警報、津波警報、津波注意報の発表時の<b>避難指示</b>の発令対象地域を定めておく必要があります。</p> <p>また、市町村は、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまでの間、原則として<b>避難指示</b>は解除せず、津波情報等に注視する必要があります。</p> <p>(イ) 「強い地震を感じたとき」とは、震度4程度以上を指します。また、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、地震動(震度)は小さいが大きな津波が発生する可能性があるため、津波情報等に基づき、必要に応じて<b>避難指示</b>を発令する必要があります。</p> <p>・・・(略)</p> <p>③ 発令時期及び発令手順</p> <p>近地津波<sup>*20</sup>の場合、<b>避難指示</b>の発令の遅れは人的被害の拡大に直結します。</p> <p>市町村においては、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合は、それを認知又は受信した直後に自動的あるいは即座に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された旨を発令対象地域の住民等に知らせ、<b>避難指示</b>を発令する必要があります。</p> <p>特に、勤務時間外に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合について、<b>避難指示</b>の発令の手続きや時期を検討し、速やかに発令できるような体制整備を図る必要があります。</p> <p><b>避難指示</b>の解除は、大津波警報、津波警報、津波注意報の解除の発表に基づき行うことを原則とします。</p> <p>ただし、津波予報の切り替え(例えば、大津波警報から津波警報への切り替え、津波警報から津波注意報への切り替え)、海面監視による津波の状況等を判断し、<b>避難指示</b>の発令対象となっている範囲(地域)を段階的に縮小するといった措置を妨げるものではありませんが、避難者がその情報を正確に把握でき、混乱なく的確な行動をとることができるように、情報伝達手段の整備等を図るとともに、日頃から、避難対象地域の範囲等を定めた津波避難計画について、住民等への理解を図っておくことが非常に重要です。</p>	



旧 (H30年3月)	新	備考
<p>④ 伝達系統、伝達方法 前記7.(8)を参照し、<u>避難指示(緊急)</u>の発令の伝達系統、伝達方法を定めます。 サイレン音や半鐘音により津波注意報や津波警報を正確に伝達するためには、それぞれの音の相違を周知し、避難者が正確に聞き分ける必要がありますが、地震発生の緊急時において、避難者が冷静に聞き分けることは困難が予想されます。 そのため、サイレンや半鐘の利用にあたっては、サイレン音や半鐘音により注意を喚起したうえで、防災行政無線や広報車等により大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、<u>避難指示(緊急)</u>の発令を伝達するといった併用を考える必要があります。 また、<u>避難指示(緊急)</u>の発令内容としては、「大津波警報、津波警報または津波注報の発表による津波の危険」、「<u>避難指示(緊急)</u>の対象地域」等の内容を盛り込み、これらの広報文案をあらかじめ検討・作成しておく必要があります。 <u>避難指示(緊急)</u>は、避難者の避難行動に直接結びつく情報で命に関わるものであることから、その伝え方は極めて重要です。そのため、伝達系統の充実・強化にも取り組む必要があります。</p> <p>P30 (10) 避難行動要支援者の避難対策 ② 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組 高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の避難支援対策については、あらかじめ市町村と地域のコミュニティが一体となって避難支援体制を確立しておくことが重要です。 その場合、市町村は<u>避難行動要支援者名簿</u>を作成するとともに、災害時に、個人情報保護に留意しつつ<u>避難行動要支援者名簿</u>を避難支援等関係者等で共有し、それを活用して迅速に避難行動要支援者の津波避難支援を行える体制を整備しておく必要があります。</p> <p>P32 (11) 津波防災啓発 ② 津波防災教育・啓発の内容 ・・・(略)</p>	<p>④ 伝達系統、伝達方法 前記7.(8)を参照し、<u>避難指示</u>の発令の伝達系統、伝達方法を定めます。 サイレン音や半鐘音により津波注意報や津波警報を正確に伝達するためには、それぞれの音の相違を周知し、避難者が正確に聞き分ける必要がありますが、地震発生の緊急時において、避難者が冷静に聞き分けることは困難が予想されます。 そのため、サイレンや半鐘の利用にあたっては、サイレン音や半鐘音により注意を喚起したうえで、防災行政無線や広報車等により大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、<u>避難指示</u>の発令を伝達するといった併用を考える必要があります。 また、<u>避難指示</u>の発令内容としては、「大津波警報、津波警報または津波注報の発表による津波の危険」、「<u>避難指示</u>の対象地域」等の内容を盛り込み、これらの広報文案をあらかじめ検討・作成しておく必要があります。 <u>避難指示</u>は、避難者の避難行動に直接結びつく情報で命に関わるものであることから、その伝え方は極めて重要です。そのため、伝達系統の充実・強化にも取り組む必要があります。</p> <p>P30 (10) 避難行動要支援者の避難対策 ② 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組 高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の避難支援対策については、あらかじめ市町村と地域のコミュニティが一体となって避難支援体制を確立しておくことが重要です。 その場合、市町村は<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</u>を作成するとともに、災害時に、個人情報保護に留意しつつ<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</u>を避難支援等関係者等で共有し、それを活用して迅速に避難行動要支援者の津波避難支援を行える体制を整備しておく必要があります。</p> <p>P32 (11) 津波防災啓発 ② 津波防災教育・啓発の内容 ・・・(略)</p>	<p>・災害対策基本法の改正</p> <p>・災害対策基本法の改正</p>
<p>津波避難計画の内容</p>	<p>津波避難計画の内容</p>	
<p>P35 (13) その他の留意点&lt;観光客、海水浴客、釣客等の避難対策&gt; ① 情報伝達 観光施設、宿泊施設等の施設管理者がいる場合には、施設管理者への情報伝達体制・手段を確保する必要があります。</p>	<p>P35 (13) その他の留意点&lt;観光客、海水浴客、釣客等の避難対策&gt; ① 情報伝達 観光施設、宿泊施設等の施設管理者がいる場合には、施設管理者への情報伝達体制・手段を確保する<u>とともに、利用客への情報伝達を定めたマニュアルを作成しておく必要</u></p>	<p>・文言修正</p>

旧 (H30年3月)	新	備考
<p>屋外にいる者に対しては、防災行政無線の屋外拡声器、サイレン、旗、電光掲示板等により伝達・周知するとともに、海水浴場の利用者への情報伝達方法を定めたマニュアルを作成しておく必要があります。また、海水浴場の監視所、海の家等へ情報収集機器（ラジオ、戸別受信機等）や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備する必要があります。</p>	<p>があります。</p> <p>屋外にいる者に対しては、防災行政無線の屋外拡声器、サイレン、旗、電光掲示板等により伝達・周知するとともに、海水浴場の利用者への情報伝達方法を定めたマニュアルを作成しておく必要があります。また、海水浴場の監視所、海の家等へ情報収集機器（ラジオ、戸別受信機等）や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備する必要があります。</p>	
<p><b>8. 用語の意味</b> P 3 7</p> <p>【あ行】</p> <p>(1) <sup>メール</sup> Lアラート（災害情報共有システム）</p> <p>情報を発信する市町村と情報を住民に伝える放送事業者、新聞社、通信事業者などが共通に利用する情報基盤で、これを活用して市町村が発信する情報を住民に効率的に伝達することができる。</p> <p>島根県では、市町村が島根県総合防災情報システムに入力する情報のうち、住民へ特に迅速かつ効率的な伝達が必要な<u>避難指示（緊急）</u>の情報は、Lアラートを通じて、テレビ、ラジオ等の様々なメディアを通じて住民等に伝達される。</p>	<p><b>8. 用語の意味</b> P 3 7</p> <p>【あ行】</p> <p>(1) <sup>メール</sup> Lアラート（災害情報共有システム）</p> <p>情報を発信する市町村と情報を住民に伝える放送事業者、新聞社、通信事業者などが共通に利用する情報基盤で、これを活用して市町村が発信する情報を住民に効率的に伝達することができる。</p> <p>島根県では、市町村が島根県総合防災情報システムに入力する情報のうち、住民へ特に迅速かつ効率的な伝達が必要な<u>避難指示</u>の情報は、Lアラートを通じて、テレビ、ラジオ等の様々なメディアを通じて住民等に伝達される。</p>	<p>・災害対策基本法の改正</p>